

食安輸発0725第3号
平成24年7月25日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産花椒(学名: *Zanthoxylum bungeanum*) 及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年7月19日付け食安輸発0719第2号)により通知したところです。

このたび、中国産花椒からアフラトキシンが検出されたことから、これまでの検出値を踏まえ、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>) 及びその加工品(花椒を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>) 及びその加工品(花椒を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

に改めますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。